プロジェクト	IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発
項目	法令で別段の定めを置いている場合

Ⅰ．本資料の目的

1. 当委員会は、2024 年 3 月 29 日に、次の公開草案（以下あわせて「本公開草案」という。）を公表した。

   (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という。）

   (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」

   (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という。）

2. 本公開草案のコメント期間は 2024 年 7 月 31 日までであり、本公開草案に対して 100 通を超えるコメントが寄せられた。

3. 本資料は、本公開草案に寄せられたコメントのうち、法令で別段の定めを置いている場合に関する検討を行うことを目的としている。

Ⅱ．事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 42 項から第 44 項参照）。

   (1) 次のそれぞれの場合について、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）における対応方針を後述の第 21 項のように整理する。

      ① 法令が IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）の要求事項と同じ内容を禁止している場合

      ② 法令が ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認している場合

   (2) 上記(1)の対応方針に照らした結果、「情報の記載場所」、「同時の報告」、「比較情報」及び「誤謬」に関して法令が別段の定めを置いている場合の取扱いについては、本公開草案の提案を変更しない。**（本公開草案から変更なし）**

   (3) 制度設計の変更等を要望するコメント（後述の第 37 項参照）については、金融庁に伝える。

Ⅲ．これまでの議論及び問題の所在

（１）本公開草案における提案

5. 本公開草案では、次のように、SSBJ 基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令が別段の定めを置いている場合の取扱いを定めている。

(1) 情報の記載場所（適用基準案第 64 項）

① サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表とあわせて開示しなければならない。**（ISSB 基準と同様の定め）**

② SSBJ 基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令が、あわせて開示することを禁止しているか、あわせて開示しないことを容認している場合、あわせて開示しないことができる。**（SSBJ 基準において追加した定め）**

(2) 同時の報告（適用基準案第 69 項）

① サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。**（ISSB 基準と同様の定め）**

② SSBJ 基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令が、同時に報告することを禁止しているか、同時に報告しないことを容認している場合、同時に報告しないことができる。**（SSBJ 基準において追加した定め）**

(3) 比較情報（適用基準案第 76 項）

① 当報告期間に開示されるすべての数値について、前報告期間に係る比較情報を開示しなければならない。**（ISSB 基準と同様の定め）**

② 当委員会が公表するテーマ別基準が、前報告期間に係る比較情報を開示することを禁止しているか、前報告期間に係る比較情報を開示しないことを容認している場合、前報告期間に係る比較情報を開示しないことができる。**（ISSB 基準と同様の定め）**

③ SSBJ 基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令が、前報告期間に係る比較情報を開示することを禁止しているか、前報告期間に係る比較情報を開示しないことを容認している場合、前報告期間に係る比較情報を開示しないことができる。**（SSBJ 基準において追加した定め）**

(4) 誤謬（適用基準案第 90 項）

① 重要性がある過去の報告期間の誤謬について、これを訂正することが実務上不可能でない限り、開示された過去の報告期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正しなければならない。（**ISSB 基準と同様の定め**）

② 法令において、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正することで、過去の誤謬の解消ができない場合に該当するときは、修正再表示を行わず、当該法令に基づく取扱いに従う。（**SSBJ 基準において追加した定め**）

（２）寄せられたコメント

6. 本論点に対し、海外の利用者から、次のように、法令が別段の定めを置いている場合に ISSB 基準の要求事項とは異なる内容を容認する定めを追加することに賛成するコメントが寄せられた。

(1) サステナビリティ関連情報を、関連する財務諸表とは異なる時期に報告することを意味する場合であっても、特定の法令の要求事項を満たすことを確実にするよう、報告期間及び報告の時間軸について柔軟性を認めることを支持する。投資者にとって、意思決定に必要なすべての重要性がある情報が同時に利用可能であることが最善であり、サステナビリティ関連情報は財務諸表と統合されることが理想的であるが、法域固有の要求事項を認識し、可能な限り管理上の報告負担を低減させる取組みを支持する。

7. 一方、本論点に対し、海外の利用者から、次のように、法令が別段の定めを置いている場合に ISSB 基準の要求事項とは異なる内容を容認する定めを追加することに反対するコメントが寄せられた。

(1) サステナビリティ関連財務情報を一般目的財務報告の一部として開示することを要求すべきであると考える。企業間で開示の場所を整合させることで、付加価値サービスのためのデータの識別及び抽出が容易になり、また、そのような開示を主要な財務報告の一部として有することで、その情報が厳格なレビュー・プロセスを経ていることが確保されると考える。

(2) 財務諸表のタイミングとサステナビリティ関連情報の報告を整合させ、異なるタイミングで報告が生じる機会を提供しないようにすべきである。意思決定を行うための重要性がある情報が同時に入手可能であることを確実にするため、タイミングの整合は投資家にとって不可欠である。

(3) IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）は、法域及び企業が適切に開示を作成できるような移行措置を既に提供しているため、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に公表することを要求するよう SSBJ 基準を修正すべきである。

(4) 企業は、サステナビリティ関連財務開示について、財務諸表と同時に、同じ報告期間で報告することが求められるべきである。

(5) 同時の報告、比較情報及び誤謬に関する要求事項は、報告された情報が、重要性があり、投資判断に情報をもたらすために十分な品質を備えることを確実にするために重要であるため、すべての場合において、SSBJ 基準のもとでは同時に提供されることを求めるべきである。こうした IFRS S1 号の要求事項が関連する法令に反映されることを確実にするため、SSBJ と金融庁が協力することが望まれる。

(6) 投資家及び取締役会が財務諸表とサステナビリティ関連情報を同時に入手できるように報告のタイミングを整合させることは、IFRS S1 号の重要な要求事項である。これは、投資者の意思決定を支援するためにすべての重要性がある情報を同時に入手できるようにすることが重要であるため、IFRS S1 号において要求されているもので、法域及び企業が準備できるように移行措置が定められている。これは、取締役会にとっても重要な検討事項である。

(7) 時間の経過とともに比較可能性を確保するため、企業は、当期及び前年度の両方の定量的情報を開示すべきである。企業は、複数年度にわたるデータの比較可能性を確保するために、過年度における重要性がある誤謬を明確に指摘すべきである。

（３）問題の所在

8. 本資料第 6 項及び第 7 項に記載したとおり、法令が別段の定めを置いている場合に ISSB 基準の要求事項とは異なる内容を容認する定めを追加するという本公開草案の提案に対し、賛成するコメントと反対するコメントが寄せられた。

9. これらのコメントを踏まえ、当委員会は、第 37 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 8 月 21 日開催）において、「開発にあたっての基本的な方針」について審議を行った。

10. その際、法令等の周辺諸制度との関係について、ISSB 基準の要求事項と同じ内容の定めを取り入れることによって我が国の法令に違反することになると考えられる場合には、そうならないようにサステナビリティ開示基準の定めにおいて ISSB 基準の要求事項を修正する必要があるとして、事務局は、本公開草案の方針を維持し、法令に別段の定めが置かれている場合に、当該定めを優先することとしてはどうかとの分析を行った。

11. これに対し、委員からは、法令が ISSB 基準の要求事項と同じ内容を禁止している場合、法令に違反することにならないようにすることは適切であると考えられるが、法令が ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認している場合、企業が ISSB 基準の要求事項と同じ内容の定めに従ったとしても、法令に違反することにはならないと考えられるため、この場合は、当該法令が ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認している趣旨に鑑み、SSBJ 基準がそれを超える定めを設ける必要があるかどうかを、個々に検討する必要があるとの意見が聞かれた。

12. このため、法令が別段の定めを置いている場合について検討するにあたり、「法令が ISSB 基準の要求事項と同じ内容を禁止している場合」及び「法令が ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認している場合」のそれぞれについて、SSBJ 基準における取扱いを整理する必要があると考えられる。

13. なお、適用基準案第 14 項では、法令によって開示しないことが容認される情報であっても、重要性がある場合は開示しなければならない旨を定めている。この場合、法令が開示しないことを容認している中で、重要性の判断に基づき、情報を開示するかどうかを検討するのは企業である。本論点は、法令が容認している場合の対応について、基準設定主体である当委員会が検討すべきものを対象としているため、適用基準案第 14 項については扱わない。

14. 以下では、法令が別段の定めを置いている場合の SSBJ 基準における対応方針を整理したうえで（本資料第 15 項から第 21 項参照）、本公開草案において提案した 4 つの項目（本資料第 5 項参照）について、具体的にどのような対応となるのかを個々に検討する（本資料第 22 項から第 35 項参照）。

Ⅳ. 法令が別段の定めを置いている場合の SSBJ 基準における対応方針

（１）法令が ISSB 基準の要求事項と同じ内容を禁止している場合

15. 当委員会は、SSBJ 基準を国際的に整合性のあるものとするため、ISSB 基準の要求事項と同じ内容をすべて取り入れることを基本的な方針としている。

16. 一方で、法令において、ISSB 基準の要求事項と同じ内容を禁止している場合があると考えられる。この場合、SSBJ 基準が ISSB 基準の要求事項と同じ内容を要求することによって、法令に違反することになるため、そのようなことにならないように、SSBJ 基準において、ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認する定めを追加する必要があると考えられる。

（２）法令が ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認している場合

17. 当委員会は、SSBJ 基準を国際的に整合性のあるものとするため、ISSB 基準の要求事項と同じ内容をすべて取り入れることを基本的な方針としている。

18. 一方で、法令において、ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認している場合があると考えられるが、第 37 回サステナビリティ基準委員会において聞かれた意見（本資料第 11 項参照）のとおり、この場合、企業が ISSB 基準の要求事項と同じ内容の定めに従ったとしても、法令に違反することにはならないと考えられる。

19. ここで、法令が ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認している場合、SSBJ 基準における対応として、次の方法が考えられる。

    (1) 法令の定めにかかわらず、SSBJ 基準においては、ISSB 基準の要求事項と同じ内容を要求する。

    (2) 法令の定めを踏まえ、SSBJ 基準においても、ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認する。

20. SSBJ 基準において前項のいずれの対応をとるべきかについては、国際的に整合性のある基準を開発するという基本的な方針に照らし、当委員会において個々に検討することが考えられる。法令の定めにかかわらず、SSBJ 基準において、ISSB 基準の要求事項と同じ内容を要求することとなった場合には、当該定めが優先されることになると考えられる。

（３）小括

21. 以上の検討を踏まえると、法令が別段の定めを置いている場合の SSBJ 基準における対応方針を次のように整理することが考えられるがどうか。

    (1) 法令が ISSB 基準の要求事項と同じ内容を禁止している場合、SSBJ 基準において、ISSB 基準の要求事項とは異なる内容を容認する定めを追加する。

    (2) 法令が ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認している場合、SSBJ 基準において、次のいずれの対応をとるべきかについて、国際的に整合性のある基準を開発するという基本的な方針に照らし、当委員会において個々に検討する。

        ① 法令の定めにかかわらず、SSBJ 基準においては、ISSB 基準の要求事項と同じ内容を要求する。

        ② 法令の定めを踏まえ、SSBJ 基準においても、ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認する。

ディスカッション・ポイント
法令が別段の定めを置いている場合の SSBJ 基準における対応方針（本資料第 15 項から第 21 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

Ⅴ. 法令が別段の定めを置いている場合の SSBJ 基準における具体的な対応

22. 本資料の「Ⅳ. 法令が別段の定めを置いている場合の SSBJ 基準における対応方針」の審議の結果、法令が別段の定めを置いている場合の対応として、本資料第 21 項に記載した方針とする場合、以下では、本公開草案において提案した 4 つの項目（本資料第 5 項参照）について、具体的にどのような対応となるのかを個々に検討する。

（１）情報の記載場所

23. 情報の記載場所について、法令がサステナビリティ関連財務開示及び関連する財務諸表をあわせて開示することを禁止している場合とは、通常、サステナビリティ関連財務開示及び関連する財務諸表のそれぞれについて、記載場所を定めている場合であると考えられる。この場合には、当該法令の定めに従うことになると考えられるため、本資料第 21 項(1)の方針に従い、あわせて開示しないことができるという、本公開草案の提案を維持することが考えられる。

24. 一方、情報の記載場所について、法令がサステナビリティ関連財務開示及び関連する財務諸表をあわせて開示しないことを容認している場合とは、通常、サステナビリティ関連財務開示及び関連する財務諸表のそれぞれについて、複数の記載場所を認めている場合であると考えられ、その場合には、SSBJ 基準においてもいずれの方法も認めることが考えられる。

25. このため、本資料第 21 項(2)②の方針に従い、法令がサステナビリティ関連財務開示及び関連する財務諸表をあわせて開示しないことを容認している場合には、法令の定めを踏まえ、あわせて開示しないことができるという、本公開草案の提案を維持することが考えられる。

（２）同時の報告

26. 法令がサステナビリティ関連財務開示及び関連する財務諸表を同時に報告することを禁止している場合とは、通常、それぞれ異なるタイミングでの報告時期を定めている場合であると考えられる。この場合には、当該法令の定めに従うことになると考えられるた

め、本資料第 21 項(1)の方針に従い、同時に報告しないことができるという、本公開草案の提案を維持することが考えられる。

27. 一方、法令がサステナビリティ関連財務開示及び関連する財務諸表を同時に報告しないことを容認している場合とは、通常、同時の報告及び異なるタイミングでの報告のいずれも認めている場合であると考えられ、その場合には、SSBJ 基準においてもいずれの方法も認めることが考えられる。

28. このため、本資料第 21 項(2)②の方針に従い、法令がサステナビリティ関連財務開示及び関連する財務諸表を同時に報告しないことを容認している場合には、法令の定めを踏まえ、同時に報告しないことができるという、本公開草案の提案を維持することが考えられる。

（３）比較情報

29. 法令が比較情報の開示を禁止している場合には、当該法令の定めに従うことになると考えられるため、本資料第 21 項(1)の方針に従い、比較情報を開示しないことができるという、本公開草案の提案を維持することが考えられる。

30. 一方、法令が比較情報を開示しないことを容認している場合とは、通常、比較情報を開示することも開示しないことも認めている場合であると考えられ、その場合には、SSBJ 基準においてもいずれの方法も認めることが考えられる。

31. このため、本資料第 21 項(2)②の方針に従い、法令が比較情報を開示しないことを容認している場合には、法令の定めを踏まえ、比較情報を開示しないことができるという、本公開草案の提案を維持することが考えられる。

（４）誤謬

32. 法令が、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正することで、過去の誤謬を解消することを禁止している場合とは、通常、他の方法により過去の誤謬を解消することを要求している場合であると考えられ、その場合には、当該方法に従うことになると考えられる。

33. この点、適用基準案第 90 項後段では、修正再表示を行わず、当該法令に基づく取扱いに従うとしており（本資料第 5 項(4)②参照）、その趣旨は、SSBJ 基準において、ISSB 基準の要求事項とは異なる内容を容認する定めを追加しているものと考えられるため、本資料第 21 項(1)の方針に従った対応であると考えられる。

34. 一方、法令が、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正する以外の方法で、過去の誤謬を解消することを容認している場合とは、通常、過去の誤謬の修正方法が複数認められている場合であると考えられるが、SSBJ 基準において過去の誤謬の修正方法を複数認めた場合、複雑なものとなり、主要な利用者が理解することが困難になる可能性があると考えられる。

35. このため、本資料第 21 項(2)①の方針に従い、法令が、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正する以外の方法で、過去の誤謬を解消することを容認している場合であっても、SSBJ 基準においては、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正しなければならないとすることが考えられる。これは、適用基準案 90 項前段（本資料第 5 項(4)①参照）の考え方と整合していると考えられるため、本公開草案の提案を維持することが考えられる。

ディスカッション・ポイント
法令が別段の定めを置いている場合の SSBJ 基準における具体的な対応（本資料第 22 項から第 35 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

Ⅵ. 制度設計に関するコメントへの対応について

36. 以上の議論のほか、本論点に関して、制度設計に関するコメントが寄せられたため、以下において議論する。

（1）寄せられたコメント

37. 本論点について、次のようなコメントが寄せられた。

<u>作成者からのコメント</u>

(1) 関連する財務諸表とあわせての開示は、現行の日本の法制度、商慣行等さまざまな要因もあり、発行体もそうあるべきと考えながらも対応に苦慮しているため、官民一体となった対応が必要であると考える。

(2) サステナビリティ関連財務開示の後倒し（関連する財務諸表と期ズレして開示すること）を許容していただきたい。現在の有価証券報告書は事業年度終了後 3 か月以内に提出する必要がある一方で、サステナビリティ情報によっては実績値を取得できるまで報告期間終了後 1 か月程度を必要とするものもある（例えば、電気使用量

の情報、非化石証書などによるスコープ 2 温室効果ガス排出削減インパクト）。社内決裁ガバナンスも含めた手続に要する時間を勘案すると、現行の有価証券報告書のスケジュールにて関連する財務諸表と同じ報告期間を対象にしたサステナビリティ情報の開示を行うことは実務的に不可能である。

(3) 有価証券報告書（＝関連する財務諸表）を開示したうえで、事業年度末日から 3 か月以内の株主総会開催を実施すると、期末から有価証券報告書開示までの期間が短く、財務情報開示のための時間的余裕がない。条件該当の有無を問わず「同時に報告しないことを容認する」のが適切と考える。

(4) 第三者保証や英訳には時間を要するため、企業の自助努力のみでそれらまで含めて同時報告を実現することは、不可能であり現実的ではないと考える。

(5) グローバル企業の同タイミングでのデータ収集及び開示は困難であることが予想されるため、報告期限にやむなく直近年のデータが集まらない場合は、一旦は前年度の数値を載せて、情報を入手次第、速やかに差し替える運用を認めていただきたい。

(6) 財務情報とサステナビリティ情報の同時報告については、我が国の報告制度の実情や金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の動向を踏まえて、実務対応が可能な制度設計になるようにご検討及びご調整をいただきたい。

(7) 仮に有価証券報告書の開示の早期化が求められることとなれば、SSBJ 基準に基づくデータ集計及び開示を行い、サステナビリティ保証も得るといった対応を想定すると、発行体企業には相応の実務及びコスト負荷が生じるものと考えられる。有価証券報告書の開示時期が早期化される場合には、実務面の制約を踏まえて、報告タイミングや、報告期間、対象企業（例えば、早期開示時の連結子会社の範囲等）に関して柔軟な扱いを認める規程を設けていただきたい。

(8) 気候基準案に関し、有価証券報告書上に見込みの温室効果ガス排出量の数値を記載することが、虚偽記載リスクや訂正報告の対象とならないことを明確化してほしい。それがなければ、積極的な開示を行うことについて、社内の了解を取得することが困難となる。とりわけ、スコープ 3 温室効果ガス排出の開示内容について虚偽記載リスクや訂正報告の対象とならないことを明確化するとともに、四半期報告書等での開示も許容する経過措置を設定いただきたい。

利用者からのコメント

(10) 同時報告の要求事項は利用者にとって非常に重要であるが、この要求事項については作成者の負担があることから、企業に同時報告が可能となるような支援（関係者への働きかけを含む）も行っていただきたい。

(11) 同時の報告、比較情報及び誤謬に関する要求事項は、報告された情報が、重要性があり、投資判断に情報をもたらすために十分な品質を備えることを確実にするために重要であるため、すべての場合において、SSBJ 基準のもとでは同時に提供されることを求めるべきである。こうした IFRS S1 号の要求事項が関連する法令に反映されることを確実にするため、SSBJ と金融庁が協力することが望まれる。

（２）事務局による分析

38. 本資料第 37 項に記載したとおり、SSBJ 基準に基づくサステナビリティ関連財務開示が制度開示に組み込まれるにあたり、金融商品取引法を中心に、制度設計の変更等を要望する意見が多く見られる。

39. しかしながら、SSBJ 基準は、現行の法令に基づき、ISSB 基準と整合する基準を開発するとしているため、本資料第 37 項のコメントを踏まえて本公開草案の提案を変更することはしないとすることが考えられる。

40. 一方、SSBJ 基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令において、SSBJ 基準の定めの一部を、当面の間、適用しないとするなどの対応をとることはあり得ると考えられる。このため、本資料第 37 項に寄せられた意見は、金融庁に伝えることが考えられる。

41. なお、法令等の変更があった場合には、当該法令等がサステナビリティ開示基準に与える影響について別途検討することになると考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
制度設計に関するコメントへの対応に関する分析（本資料第 38 項から第 41 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

Ⅶ. 事務局による提案

42. 以上の検討を踏まえ、法令が別段の定めを置いている場合の SSBJ 基準における対応方針を次のように整理することが考えられるがどうか。

(1) 法令が ISSB 基準の要求事項と同じ内容を禁止している場合、SSBJ 基準において、ISSB 基準の要求事項とは異なる内容を容認する定めを追加する。

(2) 法令が ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認している場合、SSBJ 基準において、次のいずれの対応をとるべきかについて、国際的に整合性のある基準を開発するという基本的な方針に照らし、当委員会において個々に検討する。

① 法令の定めにかかわらず、SSBJ 基準においては、ISSB 基準の要求事項と同じ内容を要求する。

② 法令の定めを踏まえ、SSBJ 基準においても、ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認する。

43. また、本資料第 42 項の方針に照らした結果、「情報の記載場所」、「同時の報告」、「比較情報」及び「誤謬」に関して法令が別段の定めを置いている場合の取扱いについては、本公開草案の提案を変更しないことが考えられるがどうか。**（本公開草案から変更なし）**

44. さらに、制度設計の変更等を要望するコメント（本資料第 37 項参照）については、金融庁に伝えることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
法令が別段の定めを置いている場合に関する事務局の提案（本資料第 42 項から第 44 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以　上